

提 言 書

内閣感染症危機管理統括庁
感染症危機管理統括審議官 殿

世界的な未曾有の体験だった新型コロナウイルスのパンデミック感染対策については、本年5月に2類から5類への医療対策分類変更により社会的には一旦の収束は見られました。

しかしながら、その社会経済、国民生活に与えた影響と後遺症は大きいものがあります。9月に設立された内閣府感染症危機管理総括庁はこの3年半に及ぶ社会的な選択と決断の分析評価、反省のもとに、これからの感染対策危機管理を行っていくことが期待されています。

中でも、新型コロナウイルスの対策が迷走した原因のひとつに世界的に早くから発表されていた「空気感染」を原因とすることに対して、日本では接触感染と飛沫感染に限定して対策続けたことが感染拡大のひとつの原因であったと評価されています。その原因認定の遅れにより空気中のウイルスを不活化するのに有効な資材と方法を積極的に活用し得なかった事は、我々の業界としても至極残念なことでありました。

については、内閣府感染症危機管理統括庁におかれては、次に発生する感染症の危機的状況に備えて、有効な空気感染対策の資材と方法について、事前に十分な調査と評価を行いその活用に向けての危機管理マニュアルの策定を急ぐべきです。

特に、新型コロナウイルス、新型インフルエンザ、鳥インフルエンザ、ノロウイルスほか多くの感染症に効果があることが実証されている次亜塩素酸水溶液による空間除菌については2020年6月の政府試験発表結果を関係者が誤って報道したことに帰する風評の被害がいまだに存在し、世界中で使われている空気感染対策が日本では十分な位置づけがされていないのが現実です。

内閣府感染症対策総括庁におかれては、専門家の研究結果、学会発表、国内外での実用状況など十分な評価を行った上で、政府感染マニュアルに位置付け、感染症拡大危機時のための政府備蓄資材として実装していくことを提言します。

2023年12月11日

一般社団法人次亜塩素酸水溶液普及促進会議
代表理事 越智文雄

